

交流会で県下の青年部から17人が犬山に！

11月26日に愛青協の交流会で犬山城下町の散策が行われました。尾北民商からは2人が、県全体では子供3人を含む17人が参加しました。

最初に尾北民商の山下副会長の経営する「ぎやらりい木屋」にて、今年25回目（コロナ禍で2回休み）を数えるクラフトフェア「おもしろそうだがや」の立ち上げと運営についてお話いただきました。犬山城下町の昔と今、90年代の開発競争から古い町並みを守る運動が、新たな町おこしに結実した歴史を聞かせていただきました。



日差しが眩しかった集合写真

その後は町並みを散策し、伝統製法のげんこつ飴屋さん、犬山城や、からくりミュージアムなどを散策しました。

参加者からは「全国のからくりの70%が愛知にあるとは知らなかった。身近だと見ないままになりがちで、今日は参加できてよかった」などの感想が出されました。



お話しする山下さん



げんこつ飴を購入

尾北民商
ニュース

2023年
12月11日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

電子帳簿保存が必要になる人と猶予措置について！

パソコンやスマホで取引先から画像などデータで請求書や領収書を受け取っている、という人は電子帳簿保存法への対応が必要です。

電帳法は2022年1月から施行されています。2024年1月1日からは、決められた保存方法にもとづいて、電子データを保存しなければなりません。

対応できない人は猶予措置の条件確認を

ただし取引先との関係で電子の請求・領収書等を使っているけれど、タイムスタンプの取得や電子情報の保存など、電帳法の求める基準を満たすのが困難だという人は、以下の条件を満たすなら2024年1月からの猶予措置が受けられます。

- ・要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）
- ・税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じること

ができるようにしている場合

「相当の理由」には、整備が間に合わない、資金繰りや人手不足などが該当します。電子書類を受け取っているが、情報を保存しておく以上の対応はできないという人は、一度民商にご相談ください。

紙の書類だけの人は今まで通りで対策不要

なお郵送やFaxなどの、紙の書類は電帳法の対象外です。紙しか使っていないし受け取っていないという人は、今までのやり方を変える必要はありません。Faxと電子メールの両方で、同じ書類を送ってもらっているという人は、Faxの書類を保存しておくだけでも構いません。

インボイス制度と電子帳簿保存法は別です！

テレビCMなどで並べて強調されていますが、インボイスを登録したから電子帳簿保存に対応しなければならない、ということはありません。

家族専従者の働き分を経費に認めないのは差別で人権侵害！ 56条廃止署名！

個人事業主の家族の働き分を経費に認めないのは差別です。労働の対価に「青色申告にすれば」といった条件をつけること自体が人権に反しています。

尾北民商婦人部は、所得税法56条の廃止を求める請願署名を募っています。皆さんご協力ください。

